

平成 22 年 6 月 15 日

地域振興局地域整備部建築課長 様

土木部都市局建築住宅課参事（課長補佐）

ビニールハウスを利用した雨天練習場の取り扱いについて（通知）

標記について、福井県土木部建築住宅課長からの照会に対し、別添のとおり回答しましたので、参考に資料をお送りします。照会及び回答の概要は下記のとおりです。

記

1 建物概要

ビニールハウスを利用した雨天練習場で、農業用ビニールハウスの骨組に厚手のシートを張ったもの（仮設建築物ではない）。

2 取り扱いについて

屋根の取り外しの自由度、用途等の条件により建築物として取り扱う。

3 構造基準について

建築物として取り扱う場合は建築基準法の構造規程による。

以上

※ 回答のように、ビニールハウスを利用した類似の工作物の取扱いは、従前のとおり昭和 37 年住指発第 86 号により判断することを原則としますが、疑義が生じた場合は、建築住宅課と協議願います。